



内閣府（防災担当）

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第7回） 議事要旨について

1. 検討会の概要

日 時：令和5年9月11日（月） 10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室
（対面・オンラインのハイブリッド開催）

出席者：福和主査、今村委員・主査代理、磯打委員、井出委員、入江委員、奥村委員、
片田委員、小室委員、小山委員、阪本委員、関谷委員、根本委員、
濱田委員（代理）、平田委員、廣井委員、渡邊委員（代理）（16名）

2. 議事要旨

事務局から、「南海トラフ巨大地震における広域連携について」等について、資料に基づいて説明を行うとともに、委員間で議論を行った。「救助・救急」に関する委員からの主な意見は次のとおり。

- 平成26年に策定した基本計画の目標と、これまでの様々な取組が、どのような対応関係にあって、どのように改善されているか提示していただきたい。
- 過去の災害における消防部隊の派遣では、派遣先や派遣人員の調整で混乱があったとみられる。災害発生時は現地災害対策本部が設置されて総合調整を行い、緊急災害対策本部とやり取りすることになると思うが、国・地域ブロック・都府県の活動全体の現状をしっかりと把握したうえで、組織間の調整、リソースの配分、現地活動の重複回避などを戦略的に統括する役割をどこが担うのか検討する必要がある。
- 南海トラフ地震における重点受援県への派遣規模について、自衛隊のものと国土交通省のものが一致している背景を確認いただきたい。また、熊本地震における自衛隊の活動人員について、災害規模の割に多かった背景についても確認いただきたい。
- これまでの地震対策によって、要救助者数は以前より減少していると考えられるが、今後どの程度まで減らせれば東日本大震災と同じ水準の支援が被災地に届けられるのか、大まかな数字を把握しておく必要がある。
- 広域連携の前提となる、迅速かつリアルタイムでの被害状況把握に関する取組状況をまとめていただきたい。

- 物流の2024年問題が取り上げられているように、物流に関する環境は、ここ最近大きく変化している。公的な輸送手段だけでなく民間の力が必要になるが、その全体像を議論する必要がある。
- 応急対策活動に関する計画において、重点受援県が位置付けられていることから、既存の受援計画ではなく、重点受援県としての特別な計画を策定する必要があるのではないか。また、避難所や避難所外に避難されている方への支援、被災地での炊き出しなどの食料支援、教育の復旧に関する支援など、様々な被災者支援についても検討する必要がある。
- 広域的な組織連携の一環として、前回ワーキンググループの報告書に盛り込まれた南海トラフ巨大地震対策協議会が該当すると考えているが、これまでの取組状況を提示いただきたい。
- 南海トラフ地震の被害が超広域であることを軸にして考えると、広域から収集したリソースを比較的狭い範囲に投入するか、広い範囲に投入するか、それぞれの利点や問題点をまとめておくとよい。
- 応急対策活動のタイムラインについて、人命救助に関わる72時間以内に行う項目とその後に行う項目が混在しているため、全体像が見えにくくなっている。72時間で行う項目を明確にしたうえで、その後に行う項目は時間軸を広げて提示すれば全体が分かりやすくなると思われる。
- 行方不明者の捜索がなかなか終わらない一方で、限りある人的・物的リソースを他の活動にどの程度割り振るのか検討する必要がある。
- 国の具体計画には、南海トラフ地震臨時情報に関して、半割れによる巨大地震警戒が発表された場合など、それぞれのケースに応じた応援部隊の割合が示されていない。このため、具体計画にそれぞれのケースに応じた応援体制について示されるよう、計画に位置付ける必要がある。
- 現計画では、製油所等の災害対応力の強化について記載されているが、具体的な目標がないため、数値目標を定める必要がある。併せて、地方公共団体における燃料確保の取組の支援策を検討する必要がある。また、国においても、緊急車両等への優先的な給油ができるよう、燃料確保に関する取組を計画に位置付ける必要がある。

「自治体連携、ボランティア・海外連携」に関する委員からの主な意見は次のとおり。

- 東日本大震災では被害が甚大だった自治体において様々なニーズがあったものの、復旧・復興業務に関連する土木職派遣に比べて、他のニーズへの派遣が不足していたことから、被災地のニーズの実態を確認しておく必要がある。
- 自然災害における広域的な避難者受け入れは、近隣の県かつ縁故によるものが多い。南海トラフ地震における広域連携を議論するにあたっては、東日本大震災における福島県の実績だけでなく、岩手県、宮城県も含めて確認しておく必要がある。
- 今後人口減少が進んで、自治体職員も減少・不足するという状況下で、発災時に想定されるニーズに対する応援リソースのレベルがどのように変わっていくのか考えておく必要がある。
- 重点受援県とその周辺の県における受援計画の整合性がきちんと確認できていないと思われるため、受援計画をすり合わせる仕組みが必要である。また、受援計画だけでなく、応援する側の計画策定も必要と考えられる。
- 自治体間の連携は対^{たいこう}口支援という形で取り組まれているが、支援が必要な項目に着目した連携に関する総合調整ができていないと思われるので、その必要性も含めて検討する必要がある。
- 被災していない自治体が被災自治体を応援する経験を積むことは、人道支援の観点だけでなく、日本中どこでも自然災害に遭遇する可能性も視野に入れて、全ての自治体が自力で対応できるようにするためにも必要である。また、広域災害に備えた応援・受援する仕組みを組織的に構築することが必要である。
- 東日本大震災では自治体職員が直接被災し、誰も対応できない状況があった。これまでの取組の成果として、被災自治体の職員が災害対応困難となる自治体がどの程度減少しているのかモニタリングするとともに、今後の動向を把握しておく必要がある。
- 行政機関のBCPの策定率という数字だけでなく、庁舎が被災した際の対応や職員へのケアなど、BCPの質そのものについて議論するとともに、策定状況も把握する必要がある。
- 東日本大震災では民間企業がかなりの範囲、かつ現在に至るまでの長期間にわたって被災地支援に取り組んできた。NPOや一般ボランティアによる取組だけでなく、民間企業による取組も大きく取り上げれば、民間企業同士の競争力が働いたり、被災地のためになる支援のやり方を把握することができるのではないかと。
- 東日本大震災では民間の建築士などに協力いただいたものの、住民の抵抗感が強かった教訓を踏まえて、建築関係の職員を行政が認定して派遣する仕組みが広がっているため、今後は被災地のニーズに合わせて業種を広げていくことが必要である。

- ここ最近の建設業を取り巻く状況の変化において、平時であっても建設業の職員や重機等が相当減少している現状がある中で、自治体と企業で南海トラフ地震発生時の協定を締結しているものの、どれだけ機能するのか懸念している。広域連携を検討するにあたって、地域の建設業の職員や重機等に関する基礎データをまとめ、弱体化していないか確認する必要がある。また、協定の実効性についても確認しておく必要がある。
- 被災者支援コーディネーションについて、被災家屋の泥かきや清掃といった発災初期の支援だけでなく、その後の医療・福祉といった生活再建の支援についても整理する必要がある。
- 自然災害におけるボランティアが過不足なく行き渡っていたかどうか、不足があった場合は、ボランティアの人数不足や、地域住民のニーズに関する情報不足などの問題点についても分析いただきたい。
- 南海トラフ地震におけるボランティアの数は圧倒的に不足することが想定されるため、地縁組織の力を相当発揮してもらう必要がある。地縁組織とボランティアとの協力関係をどのように作り上げていくか検討する必要がある。
- 民間団体による支援の強みと弱みを支援する方法の一つとして、デジタルやシステムを活用することも入れる必要がある。
- 東日本大震災では海外の民間組織からの支援の受け皿がなかったという課題があった。また、ここ数年で医療分野の国際支援が進んでいるものの、今年2月のトルコの地震でも医療チームの受入れ調整でトルコ側が大変苦勞したという事例があったため、海外からの医療や民間組織からの受入体制についても検討する必要がある。
- 海外からの支援を大量に受け入れることには限界がある。しかし、東日本大震災後の被災地復興において、海外との交流が生まれることにより、新たなインスピレーションを得て様々な地場産業を始めるといった、将来に向けた発展に貢献したという事例もあるため、このような視点での議論も必要ではないか。

「災害廃棄物、遺体への対応」に関する委員からの主な意見は次のとおり。

- 兵庫県や大阪府の阪神地域における廃棄物処理施設や仮置場は全て港湾にある一方、処理場は海上にあるため、港湾に整備されている各施設の地震対策の現状について議論する必要がある。
- 大量の災害廃棄物を短期間で処理することが求められる中、市町村あるいは被災県単独での処理が困難なことが想定される。過去の災害における災害廃棄物処理の問題点を明らかにしておくとともに、都道府県をまたぐ広域で処分できる体制整備などを計画に位置付ける必要がある。
- 南海トラフ地震の被災地域は、東北地方と違って海側がすでに利用されているため、処理場がほとんどないのが現状である。仮置場・処理場・処理する機材などのリソースを把握しておく必要がある。
- 東日本大震災では広域処理も行われていたが、それでも足りなかったことから、仮設の焼却場や減容化施設を現地に整備して対応していたことが多かったので、そのことも資料に追加していただきたい。
- 東日本大震災では、町医者の方々も死亡診断書の作成に協力した事例があるが、普段そのような業務をしていない方々が災害発生時にきちんと対応できるかどうか疑問である。遺体の検視等の業務にあたる医者等の被災地派遣に関する連携・協定等を締結して終わるのではなく、実効性のある形になっているか確認する必要がある。
- 被災を前提とした生活様式のあり方について、災害廃棄物処理についても国民に周知する必要があると考える。平時からゴミを出さないような生活を心がけたり、家具を固定して壊れるものを減らしたり、住宅の維持管理を積極的に行って被害量を減らす、ひいては災害廃棄物量を減らすための施策も重要である。
- 地方公共団体では、一時的に多数の遺体を安置する必要に迫られるが、ドライアイズなどの必要な資機材が一部の県でしか製造されておらず、すぐに調達できないことが想定される。このため、国として、プッシュ型で必要な資機材を供給することなどを計画に位置付ける必要がある。

以上